

平成23年4月27日  
号外第1号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 規 則

- 秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（17・環境管理課）…………… 1
- 秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（18・環境整備課）…………… 1

## 規 則

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第十七号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県環境影響評価条例施行規則（平成十二年秋田県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

別表第四の六の項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第十八号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則（平成十五年秋田県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 第三条の規定にかかわらず、県外排出事業者（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（特別区を含む。以下「適用市町村」という。）の区域内に所在する事業場に被害を受けたもの並びに適用市町村及び適用市町村を包括する都県に限る。）が当該地震による県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとする場合における条例第四条第一項の規定による協定の締結は、条例第三条第一項の規定による協議内容の遵守、条例第四条第一項の環境保全協力金の納入を要しないことその他必要な事項について別に定める様式による協定書により行うものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号